

電話帳データを利用する事業者の認定条件と適用について

財団法人 日本情報処理開発協会

プライバシーマーク推進センター

プライバシーマーク事務局

平成 19 年 3 月 6 日

1. 1999 年版 JIS における電話帳データを取得し利用・提供する事業者への配慮の背景

日本電信電話株式会社 (NTT) 発行のハローページ (50 音順の個人電話帳) のデータは、宛名ソフト、カーナビ等に利用され社会的な認知を受けている状況であった。このデータ収集について 1999 年版 JIS においては“第三者から収集する場合には、情報主体に……を通知し……同意を得なければならない”とされており、約 3,300 万件もの情報主体にこの措置を採ることが実質的に不可能であることから、このような事業者の取り組みを促進する観点から、平成 13 年度第 8 回プライバシーマーク制度委員会において審議し、次のような措置を講じることを条件に認める決定がなされ運用してきた。

全国をカバーする新聞による社告及び製品のパンフレットによって、電話帳データを使用していることを説明し、情報主体からの使用拒否・削除の手続を用意する。

2. 2006 年版 JIS 環境下での適用

1999 年版 JIS 適用の事業者については、平成 19 年 1 月 12 日開催のプライバシーマーク制度委員会の決定に基づいて上記の要件である公表媒体にホームページを加えて運用する。

2006 年版の JIS では、上記 1. のような状況が 1999 年版 JIS の対応で課題となったことから、この点も見直しの重要な事項として検討した結果、次のような配慮がなされた。

【取得時】直接書面以外の方法で取得した場合は、予め利用目的を公表している場合を除き、速やかに利用目的を本人に通知するか、公表していることで良い。(3.4.2.5)

【提供時】第三者に提供する場合の原則は、予め本人から同意を得ることが必要であるが、大量の個人情報を広く一般に提供するため、本人の同意を得ることが困難な場合は、例外として、予め本人に必要事項を通知又はそれと同等以上の措置を講じていれば良い。(3.4.2.8)

この措置で、取得時には事業者は困難なく対応することができると考えられる。しかしながら、提供時には、本人に通知又は“それと同等の措置”を求めており、第三者から提供を受けた大量の個人情報を提供する事業者の場合は、2006 年版 JIS になっても引き続き対応が困難な状況に変わりはないと考えられる。(注：“それと同等の措置”には、公表や本人の知り得る状態に置くだけでは不十分である。)

一方、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の

「個人データ」の定義において、以下のように解説している。

※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて

個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合であっても、その個人情報データベース等を構成する個人情報については、個人データとなる可能性も否定できない。しかしながら、その利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、個人情報取扱事業者の義務(2. 個人情報取扱事業者の義務等)を課されないものと解釈する。

- ①個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。
- ②その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所(居所を含み、地図上又はコンピュータの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む。)又は電話番号のみを含んでいる。
- ③その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをしていない。

したがって、個人情報保護法上では、上記の個人データについては、個人情報取扱事業者としての義務が課せられない。

この措置は、これらの個人情報が社会生活に有益に利用され、個人情報保護法の理念に反する取扱いには該当しないとの判断によるものといえる。

しかし、JIS では個人情報に例外を認めていないので、無条件に個人情報保護法と同様の対応をとることはできないが、直接書面以外の方法で取得した(CD-ROM 等に収録されている)電話帳データを第三者に提供している事業者に対しては、一定の措置を講じることを条件として認定を許容することとする。

その措置としては、次のとおりとする。

- ① 全国をカバーする新聞又は自社のインターネットのホームページ、及び当該個人情報を含む製品のパンフレットにおいて次の事項を告知する。なお、ホームページの場合には、その製品が販売されている間は継続的に表示しておくこと。
 - － 第三者への提供を利用目的とすること
 - － 第三者に提供される個人情報の項目
 - － 第三者への提供の手段又は方法
 - － 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止すること
 - － 取得方法
 - － 更新サイクルと次回の更新時期
- ② 当該個人情報の次回更新時期とそれに反映するための提供の停止申込み受付に関する事項を、全国をカバーする新聞又は自社のインターネットのホームページで告知する。なお、

ホームページの場合には提供停止申込み締め切り日の3カ月前から締め切り前日まで継続して表示すること。

3. 適用開始日

平成 19 年 3 月 6 日から適用する。

以上

参考：電話帳データについての取扱い(まとめ)

区分	・他社から提供を受ける事業者	・作成する事業者
法の取扱い	個人情報取扱事業者としての義務なし。	個人情報取扱事業者としての義務あり。
プライバシー マーク審査	法の趣旨を鑑み、3.4.2.8b)を緩和し、 上記2①、②の対応とする。	取得時に同意を得ていない場合、3.4.2.8b)の措置 を講じる必要がある。